

行 政 相 談

こんな時は、行政相談をご利用ください!!

- 「どこに相談したらよいか分からない」
- 「役所に申請したが、手続が進まない」
- 「公共施設が壊れていて危険」
- 「窓口には行きづらい」



あなたの街の

行政相談委員がご相談をおききします

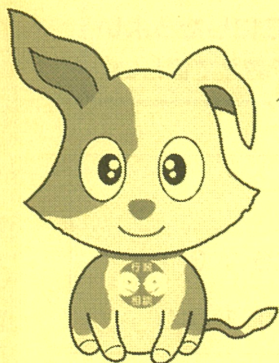
定例相談所の開設

日時：9月10日（火）10時～12時

場所：板倉町役場相談室3

相談無料

秘密厳守



どうぞお気軽に
お越しください。

今後の予定

10月 8日（火）	10時～12時	北部公民館
11月12日（火）	14時～16時	町役場相談室
12月10日（火）	10時～12時	中央公民館
1月14日（火）	10時～12時	町役場相談室
2月19日（水）	14時～16時	町役場相談室
3月11日（火）	14時～16時	町役場相談室

Q. 行政相談委員とは？



A.

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約5,000人(各市町村に1人以上)が配置されています。

無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

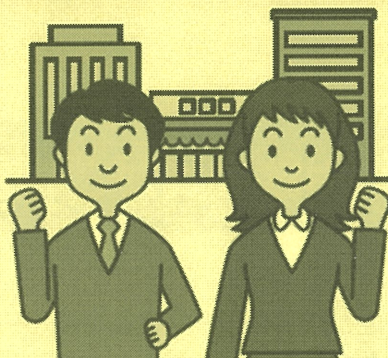
○ 例えばこんな時、お気軽にご相談ください ○

医療保険・年金



国民年金や厚生年金保険の被保険者の資格条件や受給額について教えてほしい。

雇用



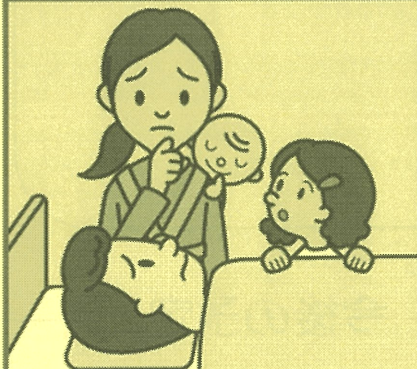
労働条件を改善するよう会社に指導してほしい。

道路



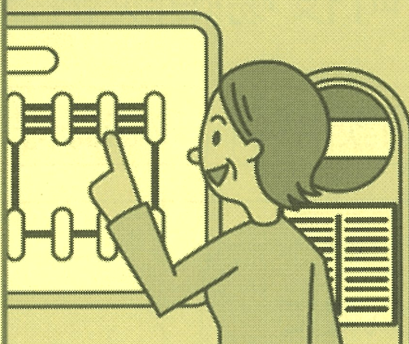
国道に危険箇所があるので、早く改修してほしい。

社会福祉



生活保護の受給資格について教えてほしい。

交通機関



バス停に路線図を掲示してほしい。

相談窓口



手続や申請をどこにしたらよいか分からないので教えてほしい。

▽この文書に関する問い合わせ先

板倉町役場 住民環境課戸籍年金係

TEL: 0276-82-6131

総務省 群馬行政監視行政相談センター

TEL: 027-221-1100